議案第62号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年12月17日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

地方税法等の一部が改正されたことにより、個人町民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う用語の定義の改正、法人町民税法人税割の税率変更及び固定資産税における課税標準の特例措置の適用延長に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例(昭和50年二宮町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第13条中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

附則第15項第1号中「3分の1」を「2分の1」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第7号」を「第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「3分の2」を「2分の1」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第13号を第17号とし、第10号から第12号までを4号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の3号を加える。

- (11) 法附則第15条第32項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- (12) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- (13) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 附則第15項第9号を削り、同項第8号中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号を同 項第10号とし、同項第7号中「2分の1」を「12分の7」に改め、同号を同項第9号とし、 同項第5号の次に次の3号を加える。
 - (6) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - (7) 法附則第15条第32項第1号二に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - (8) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。
- (1) 第9条の2の改正規定 平成31年1月1日
- (2) 第13条の改正規定 平成31年10月1日

(町民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の二宮町税条例(以下「新条例」という。)第9条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条の規定は、第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度

分の法人の町民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)

4 新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後 改正前 (個人均等割の非課税) (個人均等割の非課税) 第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の 第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の 合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を 合計所得金額が32万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を 乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額 乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額 に19万円を加算した金額)以下である者に対しては均等割を課さない。 に19万円を加算した金額)以下である者に対しては均等割を課さない。 (法人税割の税率) (法人税割の税率) 第13条 法人税割の税率は、100分の6.0とする。 第13条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。 附則 附則 1~14 (略) 1~14 (略) (固定資産税の課税標準の特例) (固定資産税の課税標準の特例) 15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。 15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 (2) (略) (2) (略) (3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 (4) 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 (4) 法附則第15条第32項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とす (5) 法附則第15条第32項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とす る。 る。 (5)(略) (6) (略) (6) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とす (7) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とす る。 (8) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する条例で定める割合は、3分の2とす る。 (9) 法附則第15条第32項第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とす (7)法附則第15条第32項第2号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とす る。 ろ (10) 法附則第15条第32項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とす 法附則第15条第32項第2号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とす

る。

(9) 法附則第15条第32項第2号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とす

る。

改正後	改正前
以止後	
(11) 法附則第15条第32項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とす	<u>3.</u>
<u>る。</u> (12) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とす	
<u>る。</u> (13) <u>法附則第15条第32項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とす</u>	
<u>る。</u> (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略)	(10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略)
16~22 (略)	16~22 (略)